

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	マイナンバーカード等の記載事項の充実対応業務（平成29年度分）	
契 約 内 容	・既存住基システム改造仕様書第6.6版【暫定版3】[差替え版]（FAQ含む）に基づき、既存住基システム改修の設計を行う。 ・現行の既存住基システムのカスタマイズ内容の確認を行い、影響度の調査を行う。 ・改修後のパッケージシステムの機能確認を行い、カスタマイズ要否の検討や設計を行う。	
契 約 期 間	平成30年1月31日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成30年1月31日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	4,719,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	住民情報システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	住民情報システム個人番号制度データ標準レイアウト改修対応業務(平成29年度)	
契 約 内 容	・平成30年7月から予定しているデータ標準レイアウトの改修に対応するため、住民情報システムの改修の設計を行い、システム適用をする。 ・情報照会テスト準備、情報照会テスト、本番用副本データ登録及び差分副本データ登録に関する技術支援を行う。	
契 約 期 間	平成30年1月31日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成30年1月31日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	3,952,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	住民情報システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	平成29年度国税連携システム税制改正対応業務	
契 約 内 容	平成29年税制改正における所得税の改正、セルフメディケーション税制の追加、雑損失の繰越控除及び所得控除の順序の見直し、確定申告書および付表の様式変更についての改正に対応するため、国税連携システムを改修する。	
契 約 期 間	平成30年1月12日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成30年1月12日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	1,998,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	地域の課題解決モデル事業（楽田小学校区）	
契 約 内 容	「子ども同士や子どもと大人のつながり」を地域課題として発信し、地域全体で解決に向けた事業を実施できるよう周知する。 「老若男女が集い、文化を共有することで、地域住民同士の信頼を築くとともに、地域課題の情報を引き出す場づくり」を実施する。実施にあたってはあくまでも地域課題の解決を目的とする。 地域の課題を地域で解決するための留意点について、市でのとりまとめに協力し、他地域へ実施内容や上記留意点について報告を行う。	
契 約 期 間	平成30年2月5日から平成30年3月26日	
契 約 締 結 日	平成30年2月5日	
契 約 相 手 方	楽田地区コミュニティ推進協議会	
契 約 金 額	125,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では、10小学校区中6小学校区において、住民が自ら住みよい地域にしていくことを目的とした組織「コミュニティ推進協議会」が形成されているが、地域住民の交流型事業が中心であり、運営側の人材不足や組織の硬直化を招いている。 そこで、小学校区の多様な人材で地域のことについて話し合い、PDCAサイクルや事業性、成果を意識しながら地域をより良くするために行動していく「小学校区の多様な人材で構成される」「課題解決型」の組織へと育成すると共に、犬山市全体の地縁組織を課題解決型へ推進する制度設計の検討材料を得ることを目的とした「地域の課題解決支援事業委託業務」を実施しているところであり、今回そのモデル地区として楽田小学校区を設定し、同校区内で活動している楽田地区コミュニティ推進協議会にて課題の洗い出しからその解決に向けた事業の企画立案までのワークショップを計3回実施した。 当事業は、その企画事業を検証するため、試行的に実践するものであるため、この団体を指名し随意契約とする。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課